

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

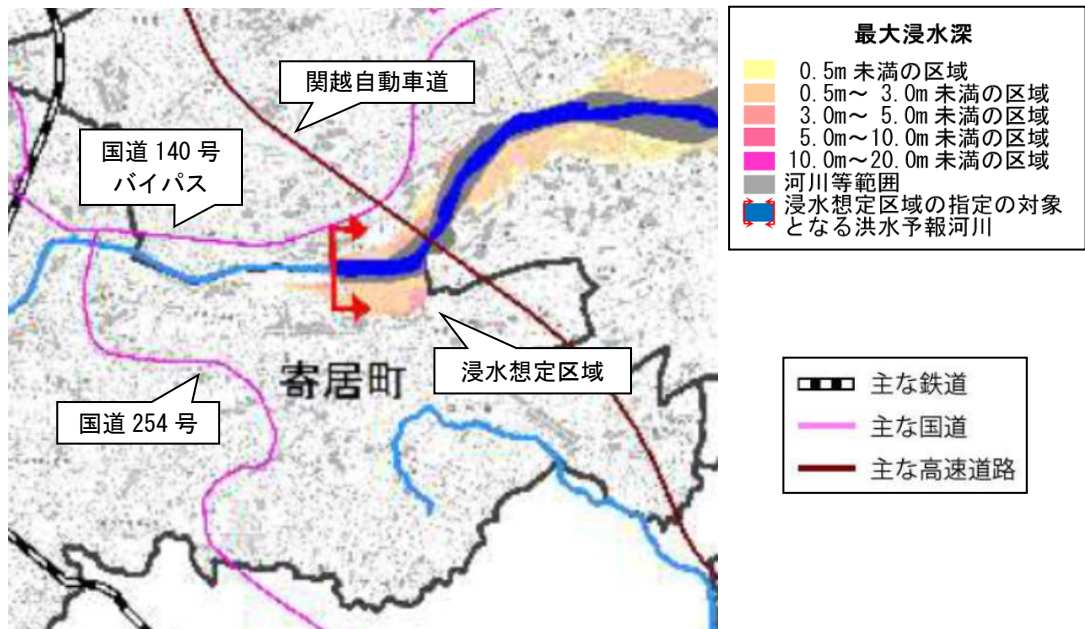
当町を流れる一級河川である荒川は、わが国を代表する急流河川である。荒川流域を地形区分で分けると、寄居町小園を境に三峰口までの上流域が河岸段丘域、熊谷市久下までの下流域が扇状地域であり、当町は河岸段丘域に位置することから、洪水発生などの危険性は低いと考えられる。

ハザードマップにおいても、当会が立地する市街地地域においては、浸水の可能性は低い。国土交通省荒川上流河川事務所では、概ね 200 年に 1 度起こる大雨(荒川流域の 3 日間総雨量 516mm)が降ったことにより、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、河口から上流 84.4km(深谷市)までの範囲を対象としてシミュレーションにより求めている。

荒川水系荒川浸水想定区域図(平成 28 年 5 月 30 日、国土交通省関東地方整備局告示第 215 号)には、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深が示されている。

ただし、荒川水系荒川浸水想定区域図に関係市町村として当町は含まれていないが、僅かであるが当町についても以下に示すように浸水する区域がある。これによると、概ね 200 年に一回程度起こる大雨が降ったことにより荒川が氾濫した場合、当町では男衾地区赤浜の荒川に接する地盤の低い一部区域が浸水すると予測される。

当該浸水区域には人家はなく、浸水区域の東端に汚泥再生処理センターが、西端に工場が立地しているが、当該浸水想定区域は浸水深が 3.0m 未満であり、いずれの施設も浸水域境界付近にあることから大きな被害の発生はないと考えられる。



■ 荒川浸水想定区域

(土砂災害：ハザードマップ)

当町における地区別の土砂災害等危険箇所数は、以下のとおりである。

町内の土砂災害等危険箇所は、町内全域で 169 箇所(令和 4 年度末)あり、地区別では西ノ入が 21 箇所と最も多く、以下順に末野地区、風布地区、桜沢地区、富田地区となっている。

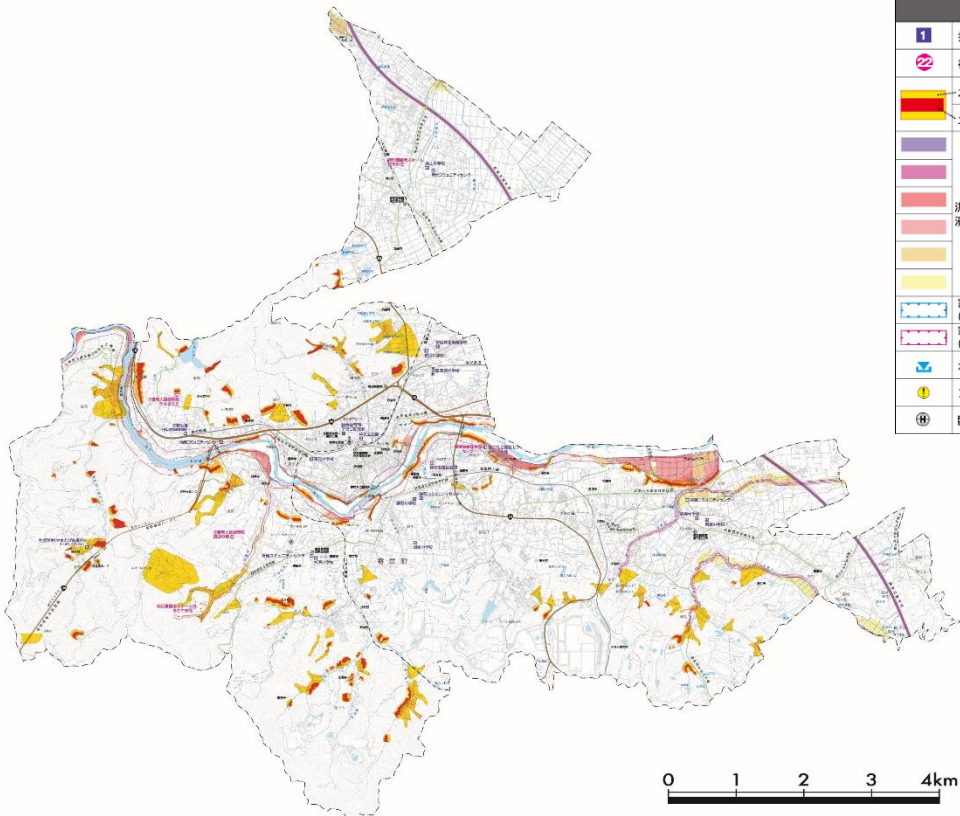
■土砂災害等危険箇所数

[令和4年度]

種別			地区		寄	蔵	末	金	鳳	桜	折	立	秋	三	西	鈴	霧	三	保	小	富	赤	幸	今	鹿	西	用	合
					居	田	野	尾	布	沢	原	原	山	品	ノ	入	形	子	ヶ	山	田	園	田	浜	札	市	ノ	古
土砂災害危険箇所 (国土交通省所管)	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険区域(※1)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		急傾斜地崩壊危険箇所	8	0	14	5	14	7	10	0	2	8	11	6	2	0	3	2	6	2	4	0	0	0	0	0	2	106
	地すべり	地すべり防止区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		地すべり危険箇所	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	土石流	土石流危険渓流	1	1	3	3	2	9	2	0	3	2	10	1	0	0	0	0	9	0	5	3	0	0	0	0	0	54
	小計		11	1	18	9	17	16	12	0	6	10	21	8	3	0	3	2	15	2	9	4	0	0	0	2	169	
山地災害危険箇所 (農林水産省所管)	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区	0	3	8	12	14	1	0	0	3	2	7	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	55	
	地すべり	地すべり防止区域(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		地すべり危険地区	0	0	0	1	3	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	土石流	崩壊土石流出危険地区	0	0	0	2	5	3	5	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	
	小計		0	3	8	15	22	4	7	0	10	4	9	1	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	1	88	
合計			11	4	26	24	39	20	19	0	16	14	30	9	3	0	3	2	17	2	10	5	0	0	0	3	257	

注) ※1「急傾斜地崩壊危険区域」の箇所数は「急傾斜地崩壊危険箇所」の箇所数の内数である。
※2「地すべり防止区域」の箇所数は「地すべり危険地区」の箇所数の内数である。

資料) 寄居町資料、埼玉県熊谷県土整備事務所資料、埼玉県地域防災計画(令和5年3月)



■土砂災害警戒区域等の位置

(地震)

地震調査委員会はマグニチュード(M) 8～9 程度が想定される南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの「70～80%」から「80%程度」に引き上げたことを令和7年1月15日に発表した。

(その他)

令和元年10月の台風第19号の影響では、県立川の博物館の本館とレストハウス、大水車の本体以外が全て水没した。また、山間部の金尾地区等では土砂崩れが多数発生し、一部地域に土砂崩れに伴う配水管破損による断水があった。(令和元年10月12日災害救助法の適用)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。新型ウイルス感染症が出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 029社
- ・うち、小規模事業者数 818社

【内訳】

業 種		商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	138	町内に広く分散している。
	建設業	131	町内に広く分散している。
	卸・小売業	240	中心市街地並びに幹線道路沿いに多い
	サービス業他	520	中心市街地並びに幹線道路沿いに多い

出典：業種別商工業者数「令和3年経済センサス」

(3) これまでの取組

1) 当会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクの周知【商工会】
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険【商工会ビジネス総合保険】・共済加入等）について説明を行った。
- ・当会ホームページ、定期的な配布物等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行った。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化支援計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行った。
- ・寄居町在住で危機管理防災アドバイザー・防災士の田中章氏を専門家として登録。寄居町「稼ぐ力」創出応援事業地域連携モデルチームにおける中小・小規模事業者支援機関として年3回開催する連携会議のメンバーとして、小規模事業者に対する事業継続力強化計画の普及啓発を行った。

○事業継続力強化支援計画認定事業者

- ・令和3年 風布ニジマス釣り堀センター
- ・令和4年 藤電子株式会社

○商工会ビジネス総合保険加入事業者数

- ・損保ジャパン：4社
- ・東京海上日動火災保険：24社
- ・三井住友海上火災保険：4社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険：8社

○商工会業務災害保険加入事業者数

- ・損保ジャパン：4社
- ・東京海上日動火災保険：10社
- ・三井住友海上火災保険：3社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険：5社

2) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

II 課題

現状では、商工会自身の事業継続計画が整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足していることが課題となっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として更なる保険の必要性を周知することが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・これまでの災害の教訓を踏まえ、令和6年3月に定めた「寄居町地域防災計画」によって想定されるさまざまな災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・令和6年3月に策定した「寄居町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・町広報、ホームページ、商工会公式LINE等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家として、寄居町在住の危機管理防災アドバイザーの田中章氏（元東京消防庁特別救助隊・深谷市消防本部消防長）を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

・令和8年3月までに作成。

3) 関係団体等との連携

・寄居町在住の危機管理防災アドバイザーの田中章氏（元東京消防庁特別救助隊・深谷市消防本部消防長）や埼玉県火災共済協同組合等の担当者を招き、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード8.1の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員は安否報告を当会へ行う。

（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否と共に、確認できる範囲での家屋被害や道路状況等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（当会と当町との連絡調整による）

・職員全員が被災により応急対策ができない場合、応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。

（当会と当町との連絡調整による）

・町内の大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・町内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	--

被害がある	・町内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

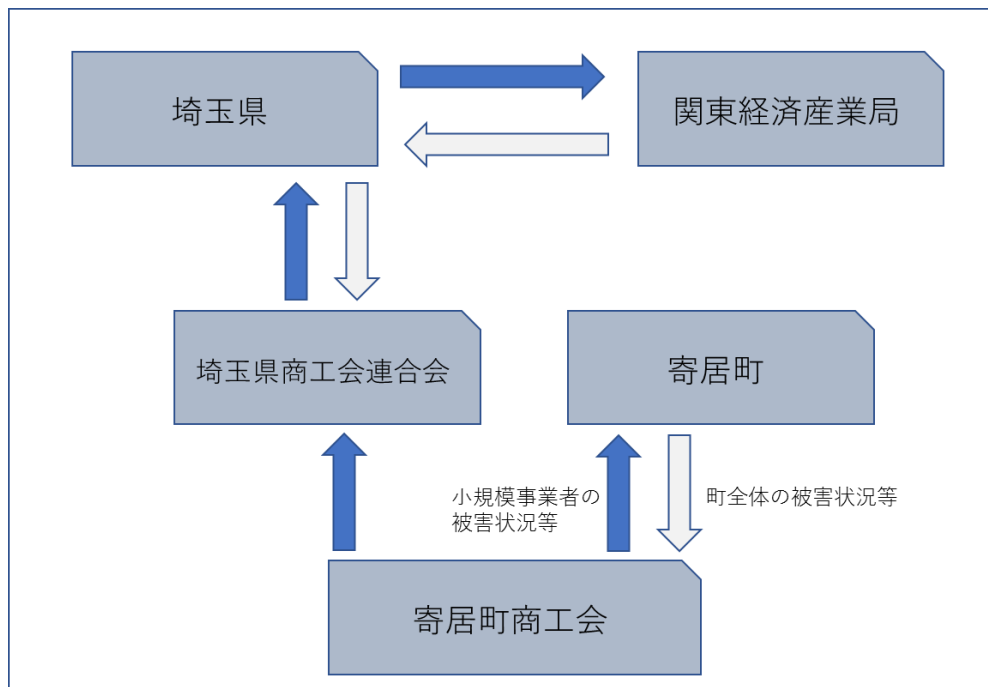
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当会と当町は、以下の間隔を目安に状況に応じて被害情報等を共有する。
- (例)

発災後～１週間	１日に３回共有する
１週間～２週間	１日に２回共有する
４週間～１ヶ月	１日に１回共有する
１ヶ月以降	２日に１回共有する

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を埼玉県産業労働部が指定する方法において、埼玉県商工会連合会を通じて埼玉県に報告する。



■事業継続力強化支援計画に係るスキーム図

＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会と当町は、相談窓口の開設方法について相談し、状況に応じて安全性が確認された場所において当会が特別相談窓口を設置する。
- ・当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や埼玉県等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

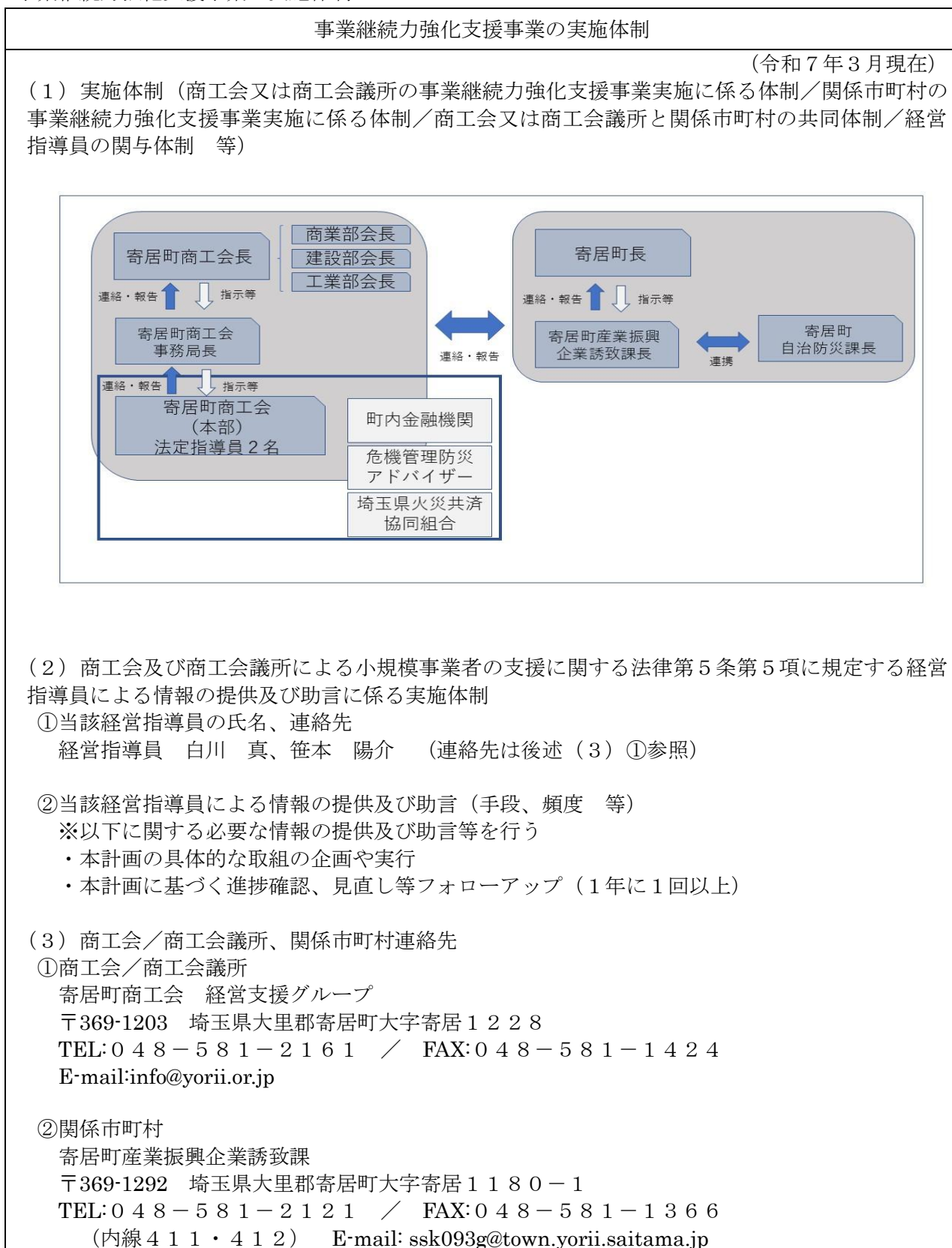
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	270	270	270	270	270
・ 専門家派遣費	165	165	165	165	165
・ セミナー開催費	66	66	66	66	66
・ チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	29	29	29	29	29

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
I. 埼玉県商工会連合会 会長 江原 貞治 さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5 ソニックシティビル 7 階 II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 野崎 友義 さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5 ソニックシティビル 7 階	
連携して実施する事業の内容	
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催 II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知	
連携して事業を実施する者の役割	
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供	
連携体制図等	
<pre> graph TD A[地域内小規模事業者] B[寄居町商工会 ①②③④] C[寄居町 ①②④] D[埼玉県商工会連合会 I, II, III] E[埼玉県火災共済協同組合 I] B --> A C --> A D --> B E --> C </pre> ①事前の対策 ②発災後の対策 ③応急対応時の支援 ④復興支援 I. 小規模事業者に対する災害リスクの周知 II. 商工会自身の事業継続計画（BCP）の作成 III. BCP普及啓発セミナーの開催	

